**○外務省告示第百五十九号**

平成二十五年四月十日にキトで、公共放送局番組ソフト整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエクアドル共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　公共放送局番組ソフト整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　三千六百五十万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年七月三十一日まで

4　署名者

日本側　小瀧徹在エクアドル大使

エクアドル側　リカルド・パティーニョ・アロカ外務・貿易・統合大臣

平成二十五年四月二十三日

外務大臣　岸田　文雄

**○厚生労働省告示第百四十九号**

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、その名称及び当該登録検査機関が製品検査を行う事業所の名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十五年四月二十三日

厚生労働大臣　田村　憲久

1　食品衛生法第四条第九項の登録検査機関の名称の変更

| 変更後の登録検査機関の名称 | 変更前の登録検査機関の名称 | 変更の日 |
|---|---|---|
| 公益財団法人福島県保健衛生協会 | 財団法人福島県保健衛生協会 | 平成二十四年四月一日 |
| 一般財団法人新日本検定協会 | 財団法人新日本検定協会 | |
| 一般財団法人日本穀物検定協会 | 財団法人日本穀物検定協会 | |
| 公益財団法人日本食品油脂検査協会 | 財団法人日本食品油脂検査協会 | |
| 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 | 財団法人新潟県環境衛生研究所 | |
| 一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センター | 財団法人岐阜県公衆衛生検査センター | |
| 公益財団法人愛知県学校給食会 | 財団法人愛知県学校給食会 | |
| 公益財団法人島根県環境保健公社 | 財団法人島根県環境保健公社 | |
| 一般社団法人徳島県薬剤師会 | 社団法人徳島県薬剤師会 | |
| 公益財団法人北九州生活科学センター | 財団法人北九州生活科学センター | |
| 公益社団法人北九州薬剤師会 | 社団法人北九州薬剤師会 | |
| 一般財団法人宮崎県公衆衛生センター | 財団法人宮崎県公衆衛生センター | |

2　食品衛生法第四条第九項の登録検査機関が製品検査を行う事業所の名称の変更

| 登録検査機関の名称 | 変更後の事業所の名称 | 変更前の事業所の名称 | 変更年月日 |
|---|---|---|---|
| 公益財団法人福島県保健衛生協会 | 公益財団法人福島県保健衛生協会 | 財団法人福島県保健衛生協会 | 平成二十四年四月一日 |
| 一般財団法人新日本検定協会 | 一般財団法人新日本検定協会ＳＫ阪神分析センター | 財団法人新日本検定協会ＳＫ阪神分析センター | |
| 一般財団法人新日本検定協会 | 一般財団法人新日本検定協会ＳＫ横浜分析センター | 財団法人新日本検定協会ＳＫ横浜分析センター | |
| 一般財団法人日本穀物検定協会 | 一般財団法人日本穀物検定協会中央研究所 | 財団法人日本穀物検定協会中央研究所 | |
| 一般財団法人日本穀物検定協会 | 一般財団法人日本穀物検定協会東京分析センター | 財団法人日本穀物検定協会東京分析センター | |
| 一般財団法人日本穀物検定協会 | 一般財団法人日本穀物検定協会東京分析センター衣浦分析室 | 財団法人日本穀物検定協会東京分析センター衣浦分析室 | |
| 公益財団法人日本食品油脂検査協会 | 公益財団法人日本食品油脂検査協会東京検査所 | 財団法人日本食品油脂検査協会東京検査所 | |
| 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 | 一般財団法人新潟県環境衛生研究所 | 財団法人新潟県環境衛生研究所 | |
| 一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センター | 一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センター | 財団法人岐阜県公衆衛生検査センター | |
| 公益財団法人愛知県学校給食会 | 愛知県学校給食総合センター | 財団法人愛知県学校給食総合センター | |
| 公益財団法人島根県環境保健公社 | 公益財団法人島根県環境保健公社 | 財団法人島根県環境保健公社 | |
| 一般社団法人徳島県薬剤師会 | 一般社団法人徳島県薬剤師会検査センター | 社団法人徳島県薬剤師会検査センター | |
| 公益財団法人北九州生活科学センター | 公益財団法人北九州生活科学センター | 財団法人北九州生活科学センター | |
| 公益社団法人北九州薬剤師会 | 公益社団法人北九州薬剤師会試験検査センター | 社団法人北九州薬剤師会 | |
| 一般財団法人宮崎県公衆衛生センター | 一般財団法人宮崎県公衆衛生センター | 財団法人宮崎県公衆衛生センター | |

**○厚生労働省告示第百五十号**

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十三条第一項の規定に基づき、同法第四条第九項に規定する登録検査機関として、次のとおり登録したので、同法第四十五条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十五年四月二十三日

厚生労働大臣　田村　憲久